

改正労働者派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日改正の「改正労働者派遣法」に基づき、派遣元から受取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合（以下、マージン率という）について公開します。

2024年5月末時点

◆労働者派遣の実績及びマージン率等

会社名・拠点名	株式会社タスク
事業所の住所	920-0364 石川県金沢市松島1丁目37番地

派遣労働者数 ※1	派遣先事業所数	派遣地域	業務
6 (5)	5	東京・石川	情報処理システム開発関係
労働者派遣の料金 ※2	労働者派遣の賃金 ※2	マージン率 ※3	
40,849 円	22,912 円	43.9%	

※1 括弧内は派遣労働者数の内、無期雇用者の数

※2 1日（8時間）の平均額

※3 マージン率=（労働者派遣料金－派遣労働者の賃金）÷労働者派遣料金

【マージンに含まれる費用】

社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの事業主負担分	
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金	
旅費・交通費用	派遣業務を遂行するにあたり発生する交通費用や出張費用（交通費・宿泊費）	
会社運営経費	健康診断費用	一般健康診断および生活習慣病予防検診の受診料
	教育訓練費用	新規採用者への訓練費用、キャリア形成支援にかかる費用
	就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用（事務管理費等）
	営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、通信費等
営業利益	労働者派遣の料金から労働者の賃金、社会保険料、有給休暇費用、会社運営経費を差し引いた利益	

◆教育訓練に関する事項

- ・ビジネスマナー教育、情報セキュリティ教育、各種資格試験支援、キャリア形成カウンセリング

◆派遣労働者の待遇決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

- ・労使協定を締結している（協定書の有効期間 2025年3月31日）
（協定労働者の範囲：プログラマー、システムエンジニア業務に従事する労働者）